

川越町難病患者等ホームヘルプサービス事業費用負担基準

利用者世帯の階層区分		利用者負担額 (1時間当たり)
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円
B	生計中心者が前年所得税額非課税世帯	0円
C	生計中心者の前年所得税課税年額が5,000円以下の世帯	250円
D	生計中心者の前年所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の世帯	400円
E	生計中心者の前年所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下の世帯	650円
F	生計中心者の前年所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下の世帯	850円
G	生計中心者の前年所得税課税年額が70,001円以上の世帯	950円